

令和3年6月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和3年6月24日（木） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委員
川 邊	幹 男	委員
元 木	誠	委員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木 暢 行
教育総務部総務課長	杉 本 道 也
教育総務部教育政策課長	古 谷 久 乃
教育総務部生涯学習課長	高 橋 直 人
教育総務部教職員課長	平 石 拓
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	川 上 誠
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	鈴 木 史 洋
学校教育部学校食育課長	山 田 智 子
学校教育部教育情報担当課長	飯 田 達 也
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	柳 井 栄 美
美術館運営課長	岡 本 剛 彦
教育研究所長	阿 部 優 子

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に川邊委員を指名した。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、5月の定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきます。

お手元に教育長報告資料があるかと思しますので、ご覧いただければと思います。

6月の定例会が18日をもって閉会となりました。最終日の18日につきましては、横須賀市学校給食センターの整備運営事業の中で、契約変更等の件がございましたので、追加提案をさせていただき、議決をいただいたところです。

給食センターにつきましては、工期が7月31日までに変更になったことと、一部転石等における地中埋設物の除去に伴う増額変更をいたしました。当初の計画からは1か月ほど遅れた形での完成を見込めるところまで来ているところです。

8月1日以降につきましては、学校食育課等が旧平作小学校跡地のセンターに移行する9月末からの給食実施に向けて、実稼働をしていく状況になっているところです。

委員会関係の行事等につきましては、5月23日に教育フォーラムを開催させていただきました。各委員の皆様にはご参加いただきましてありがとうございます。状況等につきましては、また後ほど、本日の報告事項として上げさせていただきます。

また、6月11日から本日まで、教科用図書の展示会をさせていただいております。中間的な状況ですが、6月22日時点で来場者数138名という形になっております。これらの図書につきましては、8月に予定しております臨時会をもちまして、教科書採択に入らせていただきたいと思います。

ほかの案件につきましては、記載のとおりでございます。

(質問なし)

日程第1 議案第30号『美術館条例施行規則等中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(美術館運営課長)

議案第30号『美術館条例施行規則等中改正について』のご説明をいたします。

本改正は、本市の押印廃止の取組の推進に伴い、申請書等に求めている押印を廃止し、様式の見直しを行うものです。

それでは、規則改正の内容についてご説明いたします。

議案第30号の2ページをご覧ください。

美術館条例施行規則では、第5号様式特別利用許可申請書及び第9号様式寄託申込書から、申請者氏名の行にあった押印の印を削除し、申請者氏名のみに変更します。

続きまして、5ページをご覧ください。

文化財保護条例施行規則では、第1号様式から第10号様式の申請書の様式、教育委員会が申請者に交付する第2号様式を除く9種類の申請書の様式から、申請者等氏名の行にあった押印の印を削除し、申請者等の氏名のみに変更します。

なお、施行日は両規則ともに令和3年7月1日でございます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(川邊委員)

この押印廃止は別に美術館に限ったことではなく、いろいろな部署に関わると思うのですけれども、押印廃止になった場合には、氏名のところは、これは自署が必要ということになるのでしょうか。

(美術館運営課長)

記名はいただくような形になります。

(新倉教育長)

すみません、今のご質問は、自らが書かなくてはいけないのでしょうか、ゴム印等の処理でもいいのでしょうかというご質問の趣旨かと思うのですけれども。

(美術館運営課長)

署名が必要になります。

(新倉教育長)

その点1点、私も疑問になってしまうのですが、今、デジタル化が非常に進んでくると、ワープロや何かで打ったり、あるいは印字をしてきてしまったときというのは、これも駄目ということになるのですかね。

個人の場合には自署ってすごく分かりやすいのですけれども、例えば団体だとか会社がやってくる場合というのは、そのときはどうなるのでしょうか。

(教育総務部長)

確かに電子で申請するという観点から押印の廃止の方向に動いておりますので、自署に関して、いま一度確認させていただきたいと思います。

申し訳ございません。

(美術館運営課長)

現時点では、署名をいただくような形で許可をしております。

(新倉教育長)

少し整理をしていただいております。おこななければいけないかなと思っておりますけれども、もともとの規定に署名及び押印とあるのか、署名または記名押印とあるかと2つ分かれているのだと思っております。

それで、署名とっているものは自署とサインであって、記名とっているものについては、ゴム印を押したりパソコンで入力したものを使っていいというふうになっているかと思うので、今この意見を審議をしている中で、この2つの規定はどちらを使われているのでしょうか。それがないと、委員のご議決をいただくのに回答が出てこなくなってしまうのではないかなと思うのだけれども。

逆の言い方をして申し訳ないけれども、それぞれ所管しているところが、これまで団体が何かを持ってきたときに、ゴム印だとかパソコンで記載されたものを認めて行っていたのですよねという確認なのです。

それであれば、これは署名ではなく記名をしていた書類だよねという念押しです。

(美術館運営課長)

今、ご指摘がございましたとおり、例えば美術館特別利用許可申請書、個人の場合もあり、法人の場合もございます。

個人でお出しいただいた場合は、氏名を自ら手書きで書くという署名が必要という形になっています。

あとは法人の場合は、ご指摘のとおり、印刷物等で会社名等をおして、代表者

の印鑑を押していただくような形になっているのですけれども、その場合は記名という扱いになりますので、氏名を署名以外の方法で書く方法というふうに認識しております。

署名と記名、ケースバイケースで申請があるということです。

(新倉教育長)

では、ご質問もないようですので、質問を打ち切らせていただいて、討論に入らせていただきます。

私のほうからは、今ありましたように、今後ご説明いただくときに、署名と記名との扱い方が違うというふうに思っていますので、その辺の取扱いについては、十分に市民の方に周知していただかないと混乱を、押印はなくなったけれども、その後の問題があります。多分その記名と署名との問題というのは根拠の基になっている法律によって違っているかというふうに思いますので、確実にそこを確認した上で取扱いをお願いをしたいというふうに私からは意見を述べさせていただきます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第30号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第31号『学齢児童生徒の就学に関する取扱規程中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(支援教育課長)

議案第31号『学齢児童生徒の就学に関する取扱規程中改正について』、ご説明いたします。

初めに、4ページをお開きください。

下の提案理由をご覧ください。

本改正は、本市の押印廃止の取組の推進に伴い、申請書等に求めている押印廃止と様式の見直しを行うものです。

本改正の概要は、規程に定められた様式中、「氏名」、「印」を「氏名」に改め、押印を廃止するものです。

それでは、具体的な規程の改正内容について、改正案の朱書きによりご説明いたします。

7ページをお開きください。

第7号様式指定変更申立書様式について、保護者が氏名を記載する箇所の「氏名」、「印」を「氏名」、「電話」に改めるものです。

8ページをお開きください。

第10号様式区域外就学届様式について、保護者が氏名を記載する箇所の「氏名」、「印」を「氏名」に改めるものです。

9ページをお開きください。

第11号様式就学義務猶予（免除）申請書様式について、保護者が氏名を記載する箇所の「氏名」、「印」を「氏名」、「電話」に改めるものです。

10ページをお開きください。

第12号様式就学義務猶予（免除）事由消滅届様式について、保護者が氏名を記載する箇所の「氏名」、「印」を「氏名」に改めるものです。

11ページをお開きください。

第15号様式学齢児童生徒の出席の督促様式について、「第 号」「学齢児童生徒の出席の督促について」を「第 号」、「保護者 様」、「学齢児童生徒の出席の督促について」に改めるものです。

12ページをお開きください。

第16号様式転学（退学）届様式について、保護者が氏名を記載する箇所の「氏名」、「印」を「氏名」に改め、下段表中の項目欄を「保護者氏名」、「児童生徒との関係」、「住所」を「住所」に改めるものです。

13ページをお開きください。

第17号様式転学（退学）通知書様式について、表中、「保護者氏名」、「児童生徒との関係」、「住所」、「町」、「丁目」、「番地」、「号」を「住所」に改めるものです。

14ページをお開きください。

就学許可申請書様式について、保護者が氏名を記載する箇所の「氏名」、「印」を「氏名（自署）」、「電話」に改め、「国籍（本籍地）」を「国籍（本籍地）」、「在留カード等番号」に改めるものです。

最後に、施行日ですが、4ページ、附則において、令和3年7月1日とするものです。

以上で、議案第31号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（荒川委員）

押印廃止によるということで、様々この「印」のところが消えたというのは分かったのですが、その中で氏名と電話番号を書いていただく様式と、それ

から全く氏名のみの様式もあるのですけれども、その違いというのは何かあるのでしょうか。教えていただければと思います。

(支援教育課長)

「氏名」、「電話」と記載しているものと「氏名」のみのものでございますが、主にこの申請の後、連絡を取ることが多い場合がございます。そういったことを想定して、氏名とお電話番号をいただくものがございます。

(元木委員)

第21号様式のところには「氏名（自署）」となっております。それ以外の様式については「氏名」のみの表記となっておりますが、この第21号様式以外については、記名でよいということでしょうか。

(支援教育課長)

窓口にお越しいただいての記載になりますので、自署というのをさせていただくことが原則と考えております。

こちらの第21号様式のほうでございますが、こちらのほうは就学に当たりまして、第21号様式に記載されている学校教育法関係法令を遵守することを誓約いたしますとございます。こちらの意味で、誓約をいただくという意味で、あえて自署という表現をさせていただいております。

(荒川委員)

すみません、先ほどの第30号にも関係してくるのですけれども、今後押印廃止ということで進んでいった中で残っていくもの、例えば役所のほうから出す書類などで、11ページにあるように教育長の職印などは残っていくわけですね。そういったように、今後残っていくような方向であるものと、それから今後廃止していくといいますか、利用者の方に便利になるようなそういう方向があると思うのですけれども、そういったことで残っていくもの、それから様式を見直していくというようなところでの今の段階での方針などが、分かっている段階で結構ですので、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

(総務課長)

今、委員からのご質問なのですが、押印廃止につきましては、当然申請、届出をされる市民等の方の負担軽減、利便性、それから市側の事務の効率化といったことを目的にしております。

それで、実際の押印廃止につきましては、ほぼ例外なくというのが基本なので

すが、先ほどの支援教育課からの説明もございましたように、そういったご本人もそういった形で書面上で確認する場合ですとか、あとそのほか考えられるのは、請願ですとか陳情の関係で、こちら、市議会の対応も同様でございますので、そちらと今後連携をしながらということで、今の現時点ではまだ廃止は決まっていませんけれども、今後それは検討をしていく予定でございます。

それ以外のものにつきましては、基本的には条例の改正とか、あと例えばそれぞれの所属長の判断でできるものについては、4月1日付で既に廃止をしているところで、その後、事務の取扱いや、あと国・県との法令との関係で検討を要するものにつきましては、市全体の方向性としては7月1日付で廃止をするという方針がございますので、今回もそれに併せて議案として提出をさせていただいているという状況でございます。

ですので、こちらの議会と連動しているものと、あとそれから先ほどもございましたように、その様式自体にそういった確実に必要性のあるもの、例えば委任状ですとか、そういったものについては今回は廃止不可ということで、それは市全体の方針としてそのように方針として定めておりますので、それ以外については、基本7月1日付で廃止をする方向ということになります。

(澤田委員)

今後のことですが、このような形で進んでいった後に、デジタルでの提出ということも考えられるということになるのでしょうか。

(総務課長)

おっしゃるとおりでございます。

(川邊委員)

11ページの第15号様式なのですが、これは頭のところに保護者の名前が入るといふ変更だと思っておりますけれども、この文章を読みますと、子どもの名前が入っていないのですけれども、これはどこかほかのところで入ってくるのでしょうか。

(支援教育課長)

こちらのほうは、学齢法に基づいて保護者を記載いたします。その関係で、あえてお子様のお名前は記載しない、保護者とお子様のことがひもづけられているといたしますか、はっきり分かりますので、あえてお子様のお名前は入らない形になっております。

(川邊委員)

そうしますと、例えばお子さんが何人もいる方、学年が違うので分かるかもしれませんが、ツインベビーのお子さんであれば同じ学年にいるかもしれないので、その辺が少し入っていないと分かりにくいのかなと思ったのですが。

(支援教育課長)

ご指摘ありがとうございます。

これにつきましては、今後また検討の課題とさせていただきます。

(新倉教育長)

今のもう一回確認なのですけれども、すみません、この文章の中で空欄になっている、あなたの保護している市立何々学校第何学年、ここまでしか書いていないということなのですか。この後ろにこの学年の誰々はというふうに入るのですか。そこが今のご質問の点なのだけれども、保護者には保護者のお名前を新たに足すというのが今回の改正なのですが、文章の中にある空欄になっている学年の後ろに個人名は入らないものなのですか。

具体の表現ですが、あなたの保護している市立の何々学校第6学年の誰々は、引き続き7日以上欠席しておりというふうに文章上入るのではないかと思って、学年の後ろに空欄があるのは、ここに名前が入ることではないのかなと思ったのですが、それを川邊委員はお伺いしているのかなと思ったのですが。

(支援教育課長)

こちら、何々学校第何学年、その後にお名前は入ります。

(新倉教育長)

よろしいですか。入っている。

(支援教育課長)

はい。

(元木委員)

同様に第15号様式についてですが、最後のほうに、「当事務局（ ）又は学校へ」とありますが、ここの括弧には具体的に何が入るのでしょうか。

(支援教育課長)

こちらのほうは、事務局の担当者名が入ります。

(元木委員)

こちらの担当者名でいった場合ですけれども、学校へ行くのはいいのですが、当事務局というのがどこなのか分からないと思うのですけれども、そちらについてはどのように指定するのでしょうか。

(支援教育課長)

担当者名とともに、支援教育課という名称も入ってまいります。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第31号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』

(保健体育課長)

『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』、報告いたします。

初めに、5月20日から6月20日までの市立学校における状況について報告いたします。

この間、教職員1名、児童・生徒19名、計20名の陽性者が確認されました。陽性者が確認された学校数は11校ですが、全ての学校で、保健所の調査において学校内で感染拡大の心配がないことが判明しましたので、臨時休校は行いませんでした。

次に、今後の感染予防対策について報告いたします。

引き続き市立学校には、4月22日改定のマニュアルに基づき、基本的な感染症対策を継続していただいているところですが、6月15日に職員室等での新型コロナウイルス感染症予防対策徹底について留意すべき点を新たに通知しました。その内容については、資料に記載したとおりです。

今後も引き続き子どもたちの安心・安全な学校生活を保障するため、学校をサポートしてまいります。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

報告事項(2)『令和3年度横須賀市教育フォーラムの開催報告について』

(教育政策課長)

教育政策課から、教育フォーラムの開催報告をいたします。

まず、今回の開催趣旨についてですが、今年度は教育振興基本計画及び小・中学校の適正規模、適正配置に関わる教育環境の整備計画の策定を行います。

策定に当たり、まずは横須賀市の「目指す子ども像」、「目指す教育の姿」について広く市民の皆様から意見を聞き、計画の策定に生かしていくために実施いたしました。

日程と場所については記載のとおりです。

開催内容については、第1部はワールドカフェ方式、第2部は市長からのメッセージビデオを視聴した後、ラウンドテーブル方式による意見交換を行いました。

第1部のワールドカフェでは、カフェにいるようなリラックスした雰囲気の中、参加者が少人数に分かれたテーブルで自由に意見交換を行い、他のテーブルとメンバーをシャッフルしながら話し合いを発展させていきました。

第2部のラウンドテーブルとは、テーブルを囲み、討論者と参加者が自由に意見交換する場のことで、発言が一方的になってしまう講演会方式に比べ、参加者も発言できるため、活発な意見交換がなされました。

フォーラム全体のファシリテーターは関東学院大学法学部准教授の牧瀬稔先生にお願いし、牧瀬先生のゼミの学生たちがそれぞれのテーブルで進行役を務めてくださいました。

参加者についてです。

第1部のワールドカフェでは、中学生、高校生、大学生、保護者、教員、公募市民の計60人が参加しました。

第2部のラウンドテーブルでは、ワールドカフェの参加者が囲む中、学識経験者など6人の方からご発言いただきました。

当日いただいた意見は、資料の裏面にまとめております。裏面をおめくりください。

第1部、第2部ともに活発な意見交換が行われました。

次回7月に開催します教育振興基本計画策定検討委員会では、これらの意見を基にして、未来に向けて横須賀の教育が目指す姿についての協議を行う予定

です。

教育委員の皆様におかれましては、当日ご出席くださり、ありがとうございます。
しました。

(荒川委員)

私たちも参加させていただいて、いろいろな方のご意見をお聞きすることができてよかったですと思います。特にワールドカフェで司会進行を務めていた学生さんたちの姿、ご自身の意見もしっかり出されながら皆さんの意見も聞き取っていて、感銘を受けました。

それから、ラウンドテーブル方式による中でのいろいろご参加いただいた方々のお話の中からもとてもいいお話が聞けたなと思います。また、そのときに質問をしたりご意見を言ったりした方々の中にも、本当にいいご意見をたくさんいただいたなというふうに思います。

全体を通してなのですけれども、今回このような形での教育フォーラムというのは初めてではないのかなと思ったのですけれども、その全体を通した中で、参加者の方々の感想といたしますか、ご意見といたしますか、届いた声がありましたら、教えていただきたいなと思います。

私たちもとてもよかったですので、参加された方にとってもよい会だったらよかったなというふうに思いましたのでお聞きします。よろしく願いいたします。

(教育政策課長)

フォーラムの後に、出席していただいた方から直接ご意見をいただいたり、また参加された学生たちからはレポートという形で全員出していただいたりしております。

その中では、今回いろいろな世代の方たちが集まっての意見交換ということでしたので、それぞれに気づきがある、また本当によい意見交換ができたというような感想をいただいております。

(澤田委員)

ありがとうございました。私も荒川委員と同じような意見、感想を持ちました。

参加者皆さんが自分のこととして考えたというところがよかったですと思います。それから実施方法ですが、このワールドカフェ方式、それとラウンドテーブル方式、これも意見が出やすい方式だと思いましたし、これがよかったですと思いました。ありがとうございました。

(川邊委員)

感想なのですけれども、非常に興味深く拝聴しました。こういう方式のものは、例えば今まで学会なんか行ってもなかったもので、非常に有効な方式かなと思いました。

ただ、見学者としていろいろなテーブルを回るわけで、どこでどんなことが行われているかということ。逆にそれを言うと、一つの問題を最後まで聞けないので、自分としてはどこをどういうふうに通って、どういうふうに通いたらいいなかなということが少し疑問に思いました。

(元木委員)

私も参加させていただき、ありがとうございました。

裏面にあるような様々な意見があったので、ぜひここでいただいた意見を教育振興基本計画の策定の際に参考にさせていただきたいと思います。

また、今回のような教育フォーラムを今年限りではなくて、毎年実施できればなというふうに思いました。よろしく願いいたします。

(教育政策課長)

ありがとうございます。

教育フォーラムにつきましては、実は平成26年度からいろいろなテーマで、いろいろな形式で開催をしております。ただ今回のようにワークショップ形式で、本当にそれぞれのご意見を出していただくようなやり方というのは恐らく初めてだったかなというふうに感じております。

計画策定に当たりましては、どのように皆さんの意見を拾い上げていったらいいのかというのが非常に難しいところで、市民アンケートなどは必ずやっていくわけなのですけれども、そこではやはり生の声が聞きにくいというようなこともございます。

今回、教育フォーラムという形で、ワールドカフェ方式、それからラウンドテーブル方式という形でやらせていただきました。そのおかげで、本当に非常に意見が出しやすい雰囲気にもなったので、いい意見がたくさんいただけたかなというふうに思っております。

また、今回の計画策定に当たりましては、1月には総合教育会議で教育委員の皆様からもご意見をいただいておりますし、また市長からもその場でも、また今回の教育フォーラムでもビデオメッセージでも意見をいただいておりますので、それらの意見全て、今回の検討委員会の中で参考にさせていただいて、未来を、検討委員会の中でも多く語っていただきたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

報告事項（3）『オリンピック・パラリンピック競技大会学校連携観戦チケットの対応について』

（保健体育課長）

『オリンピック・パラリンピック競技大会学校連携観戦チケットの対応について』、報告いたします。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、子どもたちにオリンピック・パラリンピックの観戦機会を提供するために実施する学校連携観戦プログラムについて、本市では、そのチケットを県からの補助金と市費をもって購入することとしておりました。

6月1日、大会組織委員会から学校連携観戦チケットのキャンセルを受け付けることが伝えられ、その期限が6月23日とされていたため、当初観戦の希望のあった中学校、高等学校、特別支援学校に改めて意向を確認いたしました。

確認した申出の内容とその理由については資料の2に記載したとおりですが、中学校及び特別支援学校は、新型コロナウイルス感染の影響により長期の休校措置を余儀なくされる状況も起きていることを踏まえ、感染リスクの拡大や感染者が出た場合の教育活動への影響などを鑑み、全校で参加を取りやめたいとする意向がありました。

一方、高等学校は、申し込んでいる競技や日程を絞り、感染対策を徹底した上で競技を観戦させたいとする意向がありました。高校生の場合は現地集合とすることも可能で、集団を分散して移動することで感染リスクを低減するなどの対策を講じる予定です。

なお、6月23日までに県教育委員会を通じて、各学校からの申出どおりチケットのキャンセル手続を進めました。

報告は以上です。

（質問なし）

（理事者報告）

（総務課長）

先ほど議案第30号の質疑の中で、教育長のほうから記名か署名かということの確認の指示をいただきましたけれども、今手元の資料で確認しましたところ、

先ほどの議案第30号に関しましては、これは記名ということで署名までは求めないという、そういう取扱いになっていますので、訂正させていただきます。

(委員質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

令和3年6月24日(木) 午前10時16分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡